

熱海市まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(開発事業)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4)～(11) (略)</p>	<p>(開発事業)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 墓地に類似する区域（故人を偲ぶ墓碑、石碑等を設けるための区域その他のこれに準じる区域であって市長が墓地に類似する区域と認める区域をいう。）の設置</u></p> <p>(4)～(11) (略)</p>